

山口県が定める基準を満たす地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本（山口県）介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

◆ 令和6年度実施研修

※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。

※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.17】

研修名称	若年性認知症の理解と支援 ～生きがいを共に探す～
日 程	令和6年12月6日(金)午前10時～午後4時
場 所	下関市菊川ふれあい会館(アブニール) 小中ホール2階
申込期限	令和6年11月15日(金) ～ 令和6年11月29日(金)
内 容	○国及び県の認知症施策の動向 ○若年性認知症の理解と支援 ○家族、本人からのメッセージ ○地域の取組 ○認知症を支える社会資源
対象者	下関市内に在住、または勤務先がある 主任介護支援専門員・介護支援専門員
定 員	50人程度
研修実施機関	下関市介護支援専門員協会
研修に関する 問い合わせ先	(所属)下関市介護支援専門員協会 事務局 (氏名)三津山 千恵 (電話)083-258-5552
備考	開催要項等掲載先:下関市介護支援専門員協会のブログ http://shimonosekikaisenkyo.livedoor.blog/